厚生労働大臣　細 川 律 夫 様

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関する
緊急要望

平成 23 年 3 月 29 日

岩手県災害対策本部 本部長
岩　　手　　県　　知　　事　　達 増 拓 也

被災者のための雇用促進住宅の活用及び支援にについて

平成２３年３月１１日に発生した三陸沖を震源とする平成２３年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード９．０と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

津波により流失、倒壊、焼失によって家屋を失った被災者も多く、避難所生活を強いられており、生活再建を図るまでには相当の期間が必要となることが推測されます。

県としても、宿泊施設等への一時移送、応急仮設住宅の建設等、生活環境の改善を進めておりますが、雇用促進住宅は、緊急避難場所又は一時入居先の施設として、さらには、被災者が将来の生活再建を図るまでの間の住居として重要な施設と考えております。

つきましては、雇用促進住宅の活用及び支援について、次のとおり要望します。

記

1　長期的な入居先としての取扱いについて

雇用促進住宅を一時入居先として活用する場合の入居期間は、6か月となっているところであるが、被災者が、当該住宅に入居しながら、安心して将来の生活再建を図ることができるように、応急仮設住宅と同様に、24か月程度までの長期的な入居も認めること。

2　光熱水費の費用負担について

当該住宅を緊急避難場所又は一時入居先として利用する場合の光熱水費については、高齢や失業等により経済基盤が不安定な入居者が多いと想定されることから、入居期間中は費用の支援を行うこと。

また、自治体等が費用負担を行う場合についても支援を行うこと。